

## 高槻南高校廃校取消等訴訟に対する大阪地裁の不当判決に抗議します

### 9・10大阪地裁判決の示す重大な問題点

2004年9月12日

高南「教育権」訴訟を支える会

2003年3月28日、大阪府立高槻南高校の生徒たちは2002年12月、大阪府議会で可決され同校の廃校決定をもたらした府条例改正の取消を大阪府知事に対し求めるとともに、意見表明権を無視した違法な廃校処分と学習権侵害により精神的苦痛をこうむったとして大阪府に対し、不法行為と在学契約上の義務違反に基づく損害賠償としてそれぞれ5万円の支払いを求めました。

この提訴には、新旧生徒会長を中心に生徒ら59名(2003年3月卒業生含む)が参加、廃校決定時のPTA会長をはじめとする三役、主だった新旧役員を中心に父母121名が共同親権者として名を連ねるといふ大規模な訴えとなりました。

この裁判の判決が9月10日、大阪地方裁判所であり、西川知一郎裁判長は生徒らの訴えを全面的に退ける不当な判決を出しました。

この裁判では、第6回公判まで審理を担当し、2004年3月31日の全1日間という長時間にわたる審理で、被告・原告6名の証人尋問を行なった裁判長が、証拠調べをした翌日の4月1日に、それも結審直前に、異例な配置転換で交代させられ、新たな裁判長が5月28日、たった1回の公判で結審するという異常な訴訟運営の中で、9月10日の判決日を迎えました。

廃校要因の全くなく健全で発展しつつあった高槻南高校は、大阪府教委の「教育改革プログラム」による府立高校統廃合リストラ計画によって2001年11月、島上高校との統合により、廃校とされ、05年3月末での廃校が予定されています。

この統廃合は、以下の理由できわめて不当なものでした。

大阪府教委は、案公表前に高槻市当局や高槻南高校関係者への意向打診や説明を一切行わない一方で、地元関係府議と綿密な協議を保ちつつ、統廃合相手校の将来構想に基づく全日制単位制高校を、恣意的に高槻南高校へ押し付け廃校としたものです。さらに、廃校決定後は、自らが廃校理由として示した構想さえも投げ捨て、似て非なるものへと変質させました。府立高校つぶしがはじめにあって、廃校理由はあとでついてくるという、学校関係者・府民に対して、二重の背信行為となっています。

大阪府教委は、2001年8月30日の廃校案公表後も、生徒への説明会開催を最後まで拒むなど、生徒の意見表明権を無視し、著しくこれを侵害しました。さらに2003年度からの募集停止により在学生徒や教員定数が減少し、活発だった部活動も廃部が相次ぐなど、教育条件悪化による学習権侵害状況を同校に生み出しました。

大阪府の府立高校つぶしは、府行財政計画の重要な施策となっており、関西空港や臨空タウンなど大規模開発によって、開発利権への一部府議等の関与と腐敗を生みだす要因ともなったバブル失政がもたらした府財政の未曾有の危機を、子どもと教育への犠牲によって切り向けようとする極めて貧困な大阪府の教育施策です。

府教委の府立高校再編整備計画の進め方は、一部府議や市議、該当市教委との談合調整優先で、当該対象校の生徒・保護者・教職員や学校環境への配慮は軽視されていることが、原告側が法廷に提出した複数の府教委内部文書であきらかになっています。

この一年間、原告生徒らは、同校で学び部活に打ち込みながら、判決公判を含めると8回の裁判(大法廷3回)を通じて、これら廃校処分の不当性を堂々と主張し、訴えてきました。支援傍聴も、父母・OB、教職員、市民を中心に延べ500名を超える力強いものでした。この間、3回の支援報告集会が行なわれ、公正早期判決要請署名も1万筆を数えました。17万にも及ぶ署名

とあわせ、この不当な統廃合に対する圧倒的な反対世論を反映した裁判闘争となりました。

自らはたった1回の審理にしか参加しなかった西川裁判長が、判決の中で示した判決内容と問題点は以下の通りです。

知事に対する条例の公布の取消請求について「公布行為は訴訟の対象にならない」として却下し、恣意的な行政処分による国民の権利回復を求める権利を制限する判断を示しました。しかし、生徒がいなくなったあとで行なう廃校規則制定という府教委の最終処分後では、生徒の権利回復は不可能であり、行政不服審査法の理念や趣旨にも反するものといわなければなりません。この判決は、募集停止によって廃校処分と権利侵害状態が進行している現実を放置・容認するものとしてつよく批判されるべきです。

府教委の教育改革プログラムについて、府立高校を20校もつぶす計画や特色ある学校づくり、14校に及ぶ定時制高校廃校等によって生じている様々な問題点を無視し、「それ自体別段不合理なところは見当たらない。」とした上で、廃止に係わる府立高等学校の用地売却についても、「被告府による売却が見込まれているものもあるものの、…それが十分な合理性を有するものであって、それが財政危機にある被告府の財源を捻出するために多数の府立高等学校を廃止することをもっぱらその目的として策定されたものであることをうかがわせるに足りる的確な証拠もない。」と、府における行財政計画の立案経過と実態をまともに吟味することなく、府民の間に大きな批判のある行政施策を美化する一方的な判断を示しています。

募集停止により在校生がこうむる不利益については、「少なくとも平成15年度以降本件高校に在学する生徒らについては、これらの面(注:クラブ活動や学校行事等のこと)において、それ以前の生徒らに比して少なからぬ不利益を被っているものと言うことができる」と認めつつも、原告側が準備書面や証言の中であきらかにした明白な事実をすべて無視し、府教委による入試の採点業務以外は殆ど実質のない兼務辞令や他校と変わらない加配措置、わずか50万円の3校連携事業費をあげて、「在学して学ぶ生徒らの利益を著しく侵害するものであるとまで認めることはできない。」と独断的に決めつけています。この判決は、実態をまったく無視したという意味で、結論がはじめにありきの不当な判決です。

大阪弁護士会も府教委等への「要望書」の中で、その不存在の事実を指摘した生徒の「意見表明権」については、「子どもの教育の内容及び方法等がその保護者や教師たちにとって深甚な関心事であるとしても、そのことから直ちに社会公共的な問題に関する諸施策のうち特に教育政策の樹立、実施に限って通常的意思決定過程に加えてこれら利害関係者の格別の手続き参加が保障されなければならないとまで解することはできず……実定法上の規定も見出せない」として、憲法・教育基本法による主権者たる国民の教育権の具体的な保障を否定する違憲的な論理と判断を示しました。裁判官としての適格性と資質をひどく疑わせるものです。

如何に行政訴訟の裁判官といえ、行政権力の意図と政策の追認をもっぱらとし、かつ学校と教育、子ども・父母・教職員の教育権と教育参加に、これほどあからさまに前近代的な判断を示すということは、司法の役割と使命を放棄したに等しいものです。

この教育権蹂躪の前提に立って、児童(子ども)の権利条約についても、「個別の施策の決定の場面における生徒らの意見表明等の手続き的権利を具体的権利として保障したものと解することはできない。」として、我が国においても批准された国際法規範を著しく制限的に解釈し、実質的に意見表明権を否定するに等しい判断を示し、青少年の権利を制限する方向ですすむ政府政策にそったものとなっています。

これは、国際的に見てもきわめて異例・異常な権利条約の条文解釈で、我が国の司法の貧困な人権感覚を象徴するものとして、国際・国内の各界から大きな批判を受けることは間違ありません。そういった意味では、判例として、到底権威を持ち得ない判決となっています。

府教委が、情報公開請求などで「作成していない」「保存していない」などと否定し、原告側から準備書面として提出されるや一転、その存在を認めた、恣意的な行政裁量権行使を示す複数の府教委文書や原告側書証に関連しては、これらをすべて無視し、「……以上の事実は認められるが、府議の恣意的な圧力により島上高校との統合整備の対象校として本件高校が選定されるにいたったとの事実を推認するに足りないというべきであり……的確な証拠はない」として、府教委による表向きの選定基準を合理的として、府教委内部文書に示される恣意的な再編整備の実態を踏まえて判断することをすべて回避し、行政追従・追認に終始しました。

教育改革プログラムが府立高校における重要な課題とした中退率などについて、他の対象校との比較考察によって、原告側が統廃合の恣意的・不当性を主張した点についても、客観的で、明々白々な事実と数値を全く無視し、「単なる憶測の域を出ず、これを(内部の選定基準としていたと)認めるに足りる的確な証拠を欠く」とするなど、まったく事実の吟味と公正な審理・解釈を尽くしたとは思えない一方的な判断を示しています。

日本教育行政学会元会長の浦野東洋―東京大学名誉教授が地裁への意見書で示した「根本的なところで、大阪府教育委員会側の学校観と子ども(高校生)観に致命的な欠陥があり、この問題の出発点となった『教育改革プログラム』(1999年4月)の特色ある学校づくり論にも重大な欠陥がある。そしてこれらの欠陥が基底にあるため生じた本件での大阪府教育委員会側の行為は、日本国憲法以下の教育法体系に明確に違反している。」という指摘を判決の趣旨に反映しようとしなかった事実に見られるように、この判決内容と判断は、府教委同様、高校生を主権者としてみることなく、子ども・教育へのまっとうな理解と認識、人権意識を著しく欠いた不当なものです。

以上のように、この判決は、原告側が提出した準備書面や書証、原告生徒らの訴えを、こともあろうに憲法や教育基本法、「子どもの権利条約」を否定するに等しい解釈と人権感覚によって一蹴し、行政の恣意的で違法な裁量権行使を、十分な考察吟味を行なうことなく、官僚的で、形式的な文書や言い分を鵜呑みにしたきわめて不当な内容であり、司法の役割を放棄したに等しく憤りを感じます。

このような判決は、「国民と世論の法廷」で厳しく批判され、かつ不名誉な存在として、国際社会からも厳しい指弾を浴びることは間違いありません。

私たちは、この判決に強く抗議すると共に、子どもと教育を守るために、引き続き取り組みを進めます。

最後に、原告生徒らの皆さんのこれまでの奮闘に感謝し、またこれまで熱いご支援をお寄せいただいた各界・各層の皆様にご心より御礼申し上げます。引き続き今後のご支援をお願い申し上げます。 以上